

援助会員の皆さん

登録更新手続き・ 平成29年度活動意向調査のお知らせ

更新

～手続きをお忘れなく 締め切りは3月4日（土）です～

援助会員番号 2-563番～2-592番の方は今年度中に**更新手続き**が必要です。
更新手続きが必要な援助会員さんには、『援助会員入会申込書兼登録用紙』を同封しています。
会員証再発行の為、会員証用の写真撮影が必要となります。センターまでご都合の良い日にお越しください。

活動意向調査

援助会員さんは、**全員提出**が必要です。ご家族や様々な状況の変化で、活動ができる時間帯も変わってくるかと思えます。『平成29年度活動意向調査票』を同封していますので、別紙の記入例を参考に、ご記入後提出をお願いします。

郵送または持参です。（ファックス不可）必ず封筒に入れ、ご自身の氏名を明記してください。
≪提出場所≫ファミリー・サポート・センター（戸倉）・ボランティア活動センター（東元町）
権利擁護センター（日吉町）・子ども子育てサービス課（市役所）・子ども家庭支援センター（光町）

利用会員の皆さん

1年生になるよ♪これからは
学童保育所にお迎えに来てね！

今までお願いしている
援助会員さんに、まず
ご相談ください。

4月からは、
学童保育所にお迎えに
行くね！

☆状況がはっきり決まりましたら、センターに必ずご連絡ください

☆新年度に向け、新しく援助会員さんのご紹介を希望される方は早めにご相談ください

☆必要に応じて書類提出や確認活動等が必要です

- ・お引越しをされた方は『登録変更届』（市内転居）・『退会届』（市外転居）の提出をお願いします
- ・援助活動の変更（保育園や学童保育所に行く事になった等）があり、引き続き同じ援助会員さんをお願いをする場合は、『援助活動変更確認書』の提出が必要です

赤ちゃんが
生まれたよ♪

生後57日目から登録が
できます。
名前・生年月日・性別を
『登録変更届け』に記入し
提出してください。